定　款

セーラー広告株式会社

第一章　　総　則

（商号）

第 1 条　　当会社は、セーラー広告株式会社と称し、英文では SAYLOR ADVERTISING INC.と表示する。

（目的）

第 2 条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及びニューメディアの広告代理業
２．パンフレット・カタログ・リーフレット・ポスター等印刷物の企画制作及び販売
３．ディスプレイ、各種看板・屋外広告一式の企画及び設計、施工
４．イベント・セレモニー・展示会・博覧会・興行・各種セミナー等の企画運営と実施
５．雑誌・書籍・新聞の出版及び販売
６．ビデオソフト・映画・コンピューター等の映像・音響素材の企画制作及び販売
７．市場調査・広告・宣伝に関する業務
８．販売促進、広告、商業デザインの研究、企画、立案並びに制作物の販売
９．ニューメディアに関するソフト研究開発及び販売
10. インターネットを利用した各種の情報処理及び情報提供サービス
11. 建設工事・建築工事・鋼構造物工事・内装工事・電気工事の企画、設計、施工及び管理
12. 通信機器の販売
13. 祝事、イベント等の記念品・贈答品の販売
14. 不動産賃貸業
15. 都市開発、地域開発に関する調査、企画、設計及びコンサルタント業
16. 店舗及び事務所等の企画、運営並びに経営に関するコンサルタント業
17. 企業の事業戦略に関するコンサルティング及び事業開発・商品開発
18. 企業及び商品のブランド構築に関するコンサルティング並びに実施
19. 事業・商品の販売戦略、プロモーション及び広報に関する業務全般
20. 地域振興に関するコンサルティング、企画、設計及び管理
21. プロダクトデザイン、空間デザイン等の企画、制作及び管理
22. 自社商品の企画、デザイン、製造及び販売
23. 労働者派遣事業
24. 織物、衣類、身の回り品、日用雑貨、飲料・食料品、酒類、紙類、貴金属、宝石、美術品、家具・什器、医薬品・化粧品、化学製品、書籍・文房具、スポーツ・玩具・娯楽用品、電気・電子・通信機械器具、精密機械器具、車輌運搬具、一般機械器具、産業用機械器具の仕入、販売及び輸出入
25. 警備業法に基づく警備業
26. 通所介護事業及び介護予防通所介護事業
27. 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
28. 介護保険法に基づく第１号通所事業
29. モデル住宅の総合展示場の企画と運営
30. タレント、アナウンサーの育成、斡旋業務

31. ケーブルテレビジョンに関する一切の業務
32. 視聴覚機器の設計、施工に関する一切の業務
33. 放送機器及び放送所演奏所の設備の据付、調整、改修等の設計施工
34. テレビ放送の中継及び制作のための技術・演出その他のためのスタッフの派遣
35. 映像及び写真、音楽のレンタル業務
36. 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は、本店を香川県高松市に置く。

（機関）

第 4 条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告の方法）

第 5 条　　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第二章　　株　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　　当会社の発行可能株式総数は、1,600 万株とする。

（単元株式数）

第 7 条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（自己の株式の取得）

第 8 条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第 9 条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章　　株主総会

（招集）

第 11 条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 12 条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 13 条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるときは、予め定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

（議決権の代理行使）

第 14 条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第 15 条　　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 16 条　　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインタ

ーネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第四章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条　　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長、取締役会長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

２．代表取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 24 条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役

の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 25 条　　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

２．前条第２項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（取締役会規程）

第 26 条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めない。

第五章　　監査役及び監査役会

（員数）

第 28 条　　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）

第 29 条　　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 30 条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 31 条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会）

第 32 条　　監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２.監査役全員の同意があるときは､招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 33 条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 34 条　　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第 35 条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）

第 36 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第六章　　会計監査人

（選任方法）

第 37 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 38 条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において会計監査人につき別段の決議がされなかった場合、当該会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 39 条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章　　計　算

（事業年度及び決算期）

第 40 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとし、事業年度末日を決算期とする。

（剰余金配当の基準日）

第 41 条　　当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当の基準日）

第 42 条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 43 条　　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

昭和２６年　３月３０日制定
平成　３年　４月２０日改定
平成　４年　５月３０日改定
平成　５年　５月２９日改定
平成　６年　５月２８日改定
平成　８年　５月２４日改定
平成　９年　５月３１日改定
平成１０年　２月１２日改定
平成１１年１１月　６日改定
平成１４年６月２６日改定
平成１５年　６月２５日改定
平成１７年　６月２７日改定
平成１８年　６月２７日改定
平成１９年　３月　１日改定
平成１９年　６月２８日改定
平成２０年　６月２６日改定
平成２１年　６月２５日改定
平成２２年　１月　６日改定
平成２２年　６月２５日改定
平成２３年　６月２８日改定
平成２４年　６月２６日改定
平成２４年　８月　１日改定
平成２８年　６月２４日改定
平成３０年　６月２６日改定
令和　２年　６月２３日改定